

# 外国青年招致事業

平成19年12月改訂

## 1 事業の概要

本市における外国語教育の改善・充実を図り、国際理解教育を促進するため、外国語指導助手(ALT)を招致し配置する。

## 2 招致国

本市の姉妹都市（ネーピア市）のあるニュージーランドより1名以上招致することとし、その他のALTの国籍は問わない。

## 3 外国語指導助手の人数 年度当初に決定する。

## 4 契約期間

契約期間は原則1年とし、市教委とALTが合意した場合再契約をすることができる。

## 5 外国語指導助手の職務内容

- ①指導室長の指示による市教育委員会及び学校における英語教育
- ②中学校における当該学校の英語担当教諭の指示による生徒に対する英語の発音指導など
- ③中学校における生徒の課外活動への当該学校長の指示による参加及び当該学校の担当教諭の指示による課外活動の指導など
- ④小学校における当該学校の担当教諭の指示による、総合的な学習の時間における英語活動及び外国語活動の指導など
- ⑤指導室長の指示による英語教育教材の作成、英語能力コンテストの審査など
- ⑥その他、指導室長または学校長に指示された職務

## 6 外国語指導助手の勤務

- ①毎週月曜日から金曜日の勤務とする。但し、指定した曜日が祝祭日と重なる場合や学校行事の事情により、指導日を変更する必要があるときは調整する。
- ②標準勤務時間は8：20～16：20とする。但し、配置された学校までの通勤距離及び通勤方法により、勤務時間を変更する必要があるときは調整する。
- ③休憩時間を45分、休息時間を15分とする
- ④休憩時間及び休息時間については、派遣先小学校及び中学校の勤務時間、授業時間等に合わせる。

## 7 各校への配置及び活用について

- ①期間内に市内各中学校が一巡できるように配置する。
- ②中学校においては、すべての学年が各学年の教育課程を踏まえて、ALTの活用を図る。
- ③小学校においては、各学年の発達段階に応じて、適切にALTの活用を図る。
- ④各校への配置については、学校規模を考慮し、順番はローテーションにしたがって行う。

## 8 小学校の英語活動へのALTの活用について

- ①ALTが中学校に派遣されている時期に、その中学校区の小学校で活用することを基本とする。
- ②活用に当たっては、小・中学校の教頭間で調整し、該当のALTとも話し合い、計画を作成する。
- ③国や道の研究指定を受けた調査研究事業や、公開研究会でのALTの活用など、特別な対応が必要になる場合は、指導室と協議して調整する。
- ④年間を通じて、総合的な学習の時間での活用を考える場合や、やむを得ぬ事情で、特定のALTの派遣が必要な場合は、指導室と協議して調整する。

## 9 通勤方法

原則としてバス通勤とする。

## 10 給食費の納入

給食費は必要な金額を、学校給食会に口座振替で振り込む。